

中国におけるバリアフリー化に関する政策動向および現状

The policy trend and the present condition about the barrier free conversion in China

趙 麗麗

はじめに

2006年末の中国の60歳以上の高齢者は約1億4,400万人で、総人口に占める比率は11%に達した。世界基準によると、中国はすでに高齢化社会に入ったと言える。また、1996年に中国において実施された全国障害者調査^①によると、中国の障害者は6,000万人、人口の約5%であるとされており、この割合で計算すると2006年時点での障害者人口推計は7,000万人と予想される。そのため、中国においては今後、高齢化社会を迎えることを考慮し、かつ障害者が日常の社会生活を送ることができるようなバリアフリー化の推進は社会発展を続ける中で直面する大きな課題となっている。

バリアフリー環境の整備は障害者が平等的に社会生活へ参加する基本的な保証だけではなく、高齢者・女性・幼児など社会弱者にも重要な生活保障である。現在、バリアフリー問題が国際社会において非常に注目され、そして建築物、都市、ひいては福祉国家の評価の標準ともなっており、バリアフリー化は全社会、さらには全人類が生存する保障及び文明社会と社会進歩の目標となりつつある。そこで本研究においては、中国において問題化しつつあるバリアフリー化の整備・政策・法律などの現状について把握することを目的としている。

中国におけるバリアフリーの本格的な整備は2008年のオリンピック開催決定を契機にまだ始まつたばかりであることから、先行論文や情報が非常に少ない。そのため、実態に基づいた本格的な研

究を行うことが非常に難しい状況にある。しかし、現時点におけるバリアフリー化の現状を把握することは今後のバリアフリー化を分析する上で非常に有益であると考えられる。

中国におけるバリアフリー整備

中国のバリアフリーの整備はバリアフリー建設規範の制定と提出から始まっている。1985年3月、「障害者及び社会環境検討会」で、中国障害者福祉基金會^②・北京市障害者連合会・北京市建築設計院は「障害者の為に便利な生活環境を作ろう」と提案を行った。その提案をもとに北京市政府は西單から西四までの地域の範囲でバリアフリー整備の試行を図ることになった。また1985年4月、第六回全国人民代表大会の第三次会議と第六回全国政治協議第三次会議で、一部の人民代表者や政治協議委員は建築設計規範と市政設計規範の中で、障害者の困難について考えなければならないと提案した。1986年7月、建設部・民政部・中国障害者福利基金會共同で、中国では初めての都市道路と公共建物におけるバリアフリーの建設基準——「障害者の使用しやすい都市道路と建築物の設計ガイドライン（試行）」を策定し、1989年4月1日に実施された。

I 中国におけるバリアフリー設計の標準

中国におけるバリアフリー設計標準の概略は下記の通りである。

1. 公共施設の出入口、ホールと通路の床は平坦で、滑らないようにする。段差がある時

- は必ず車椅子の通行用のスロープを設置し、室内のスロープは傾斜度が1/12以下で、室外のスロープは傾斜度が1/12～1/20と規定する。スロープの両側は手すりを設置すべきである。
2. 歩道橋と地下通路は車椅子用スロープを設置し、障害者と高齢者のためにエレベーターを配備すべきである。なお、エレベーターは車椅子使用者と視覚障害者に適用すべきである。
 3. フロント、切符売場、公衆電話などの公共施設における設備の高さは車椅子使用者と児童に適用すべきである。
 4. 切符売場、階段、エレベーター、スロープ、トイレ、公衆電話、改札口などの公共施設では具体的な位置を示した標識を設置すべきである。
 5. 公共交通機関のプラットホーム（待合室）に、視覚障害者用の標識を設置すべきである。
 6. 公共施設では、車椅子に適用した障害者専用トイレを設置すべきである。
 7. 公共交通機関の出入り口に一番近い駐車場を障害者に提供すべきである。そして、認識しやすい標識を設置すべきである。
 8. バリアフリー施設は国際的に通用する標識を設置して、障害者が利用できることを告知すべきである。

II 中国におけるバリアフリーに関する政策・法律

1. 法律・規範などの仕組み

図1に中国におけるバリアフリーに関する法律・規範の仕組みを示す。以降、図1に示した法律・規範などについて説明を行う。

2. 中華人民共和国障害者保障法

1991年5月から施行された中華人民共和国障害者保障法は障害者の基本的な権利を保護すると初めて規定された。障害者の権益を守り、バリアフ

リー化を拡大、障害者も公平に社会活動ができるよう、規定された法律である。障害者に特別扶助する原則として、教育、文化生活、福祉領域での実施方法が規定された。障害者保障法は中国政府が障害者事業を非常に重視していることが反映されている。障害者の権利が尊重され、バリアフリー化を発展しつつ、真の平等社会を実現することを目的としている。

3. 都市道路と建物の設計ガイドライン

(1) 設計ガイドライン

1989年4月に策定され、2001年8月に改定された「都市道路と建物の設計ガイドライン」は中国で初めての都市道路と公共建物におけるバリアフリーの整備基準の規定である。

主な内容を以下に示す。

- 1) 都市の道路：バリアフリーを実施する主要な部分は歩道、歩道橋、地下通路、橋、トンネル、立体交差の歩道、歩道の交差点などである。具体的な内容は下記の通りになる。
 - ・縁石がある歩道では、交差点のところで縁石の段差と勾配を解消すべきである。
 - ・都市中心部、商店街、公共交通機関など重点的な地域で誘導ブロックを設置すべきである。
 - ・都市中心部、商店街、住宅区などで主要的な公共建築として設置された歩道橋と地下通路は、車椅子専用のスロープあるいはエレベーターを設置すべきであり、スロープと階段の両側は手すりを設置すべきである。
 - ・橋とトンネルの入口の歩道では、スロープと誘導ブロックを設置すべきである。
 - ・立体交差の歩道の交差点では、スロープと誘導ブロックを設置すべきである。
- 2) 住宅区：バリアフリーを実施する主要部分は道路、緑地などである。具体的な内容は下記の通りになる。
 - ・縁石がある歩道では、交差点のところで縁石の段差と勾配を解消すべきである。

- る。
- ・ 主要的な公共サービス施設の所在地域では、誘導ブロックを設置すべきである。
 - ・ ターミナルでは、誘導ブロックを設置すべきである。
 - ・ 公園など広場の通路は、車椅子に適用されるように設置すべきである。
- 3) 室内：バリアフリーを実施する主要部分は各建物の内部である。具体的な場所としては、出入口、歩道、ベランダ、扉、玄関、階段、エレベーター、公共トイレ、浴室、公衆電話、客室、標識、誘導ブロック、車椅子の専用席などバリアフリーの関連的な設備を設置すべきである。

しかし、現在バリアフリー化されている範囲は

一部の都市だけであり、また国と関連企業^③に対しても強制的な義務を負わせているわけではない。

(2) 設計ガイドラインに関する追加規定

2001年8月に、1998年6月、建設部、民政部、中国障害協会共同で策定された「都市道路と建物の設計ガイドラインの追加規定の通知」(「建標1998」177号)に追加規定が発布された。主な内容は、工事の審査管理、工事について検査などを適切に実施することである。

4. 都市バリアフリー施設建設に関する通知

1998年4月に建設部は「都市バリアフリー施設建設に関する通知」(「建規1998」93号)を策定した。主な内容は、関係部門が都市道路、大型公共建築、居住区等のバリアフリー化、設計審査と許

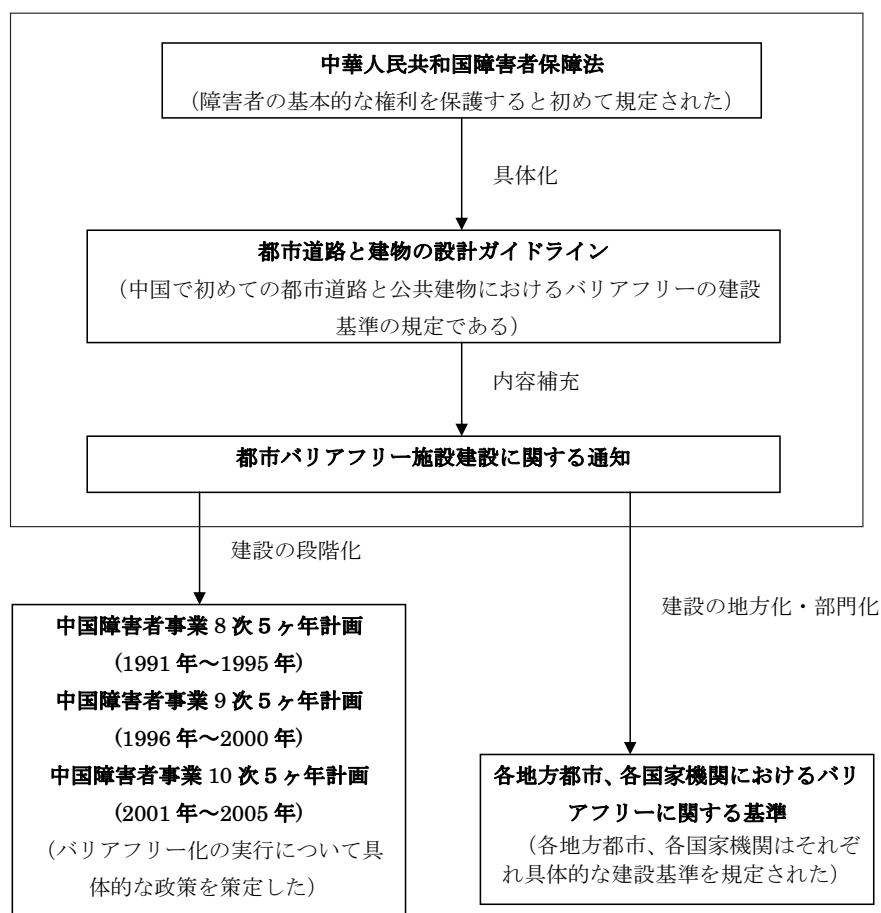


図1 中国におけるバリアフリーに関する法律・規範の仕組み

可後の管理を強化することである。

5. 中国障害者事業10次5ヶ年計画（2001年～2005年）

この計画ではバリアフリー化の実行について具体的な政策を策定した。各地のバリアフリーに関する計画と管理を促進し、バリアフリー施設・設備の建設と維持費用は関連企業が負担すると規定された。

この5年間の責務は、新たに建設され、改造され、増築された都市道路、公共建築、住宅にバリアフリーの施設・設備を設置することである。すでに建設された道路、公共建築や住宅はバリアフリー化の建設規範に基づいて、段階的に改造すべきである。この5年の間に、可能のかぎりバリアフリー化を実施する。

6. 各国家機関におけるバリアフリーに関する基準

実施義務がある基準としては交通部の「民間空

港旅客ターミナルバリアフリー施設設備配置基準」、鉄道部の「鉄道駅建築の設計規範」、「鉄道駅及び中枢設計規範」、「鉄道駅旅客貨物輸送設備設計規範」、建設部の「高齢者建設設計基準」、「公共施設のバリアフリー建設基準」などが挙げられる。

III バリアフリーの実施体制

中国の社会体制と政府システムの関係で、中国におけるバリアフリーを実施する機関構成について、研究者間に異なる意見^④がある。

1993年、全国で最高の障害者事業調整機関として、中国の中央政府各省庁の責任者34人からなる国務院障害者工作協調委員会という審議会が設立された。障害者問題における法律の規定・政策立案・各省間の調整などを行っている。そして、各地方政府にも同じような実施システムが作られた。

また中国障害者連合会という社団法人が1988年設立され、半民半官の全国組織として、政府から

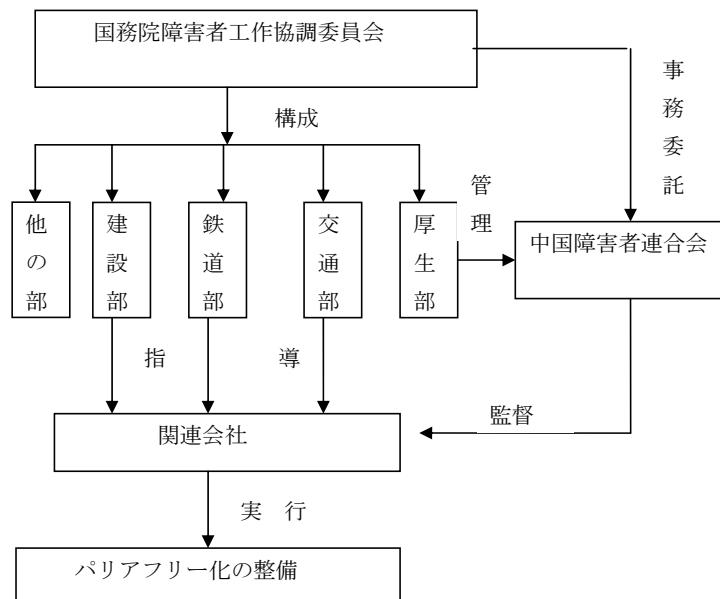


図2 中国におけるバリアフリーの実施システム
(羅敏の論文より抜粋)

障害者の事業を委託されている。バリアフリー事業について中国の機関は図2^⑤のように構成されている。

IV 中国におけるバリアフリー化の現状

近年、中国のバリアフリーは誘導用ブロック、手すり、スロープなど比較的安価に整備可能な設備を中心に整備を行っている。中国は国土面積が広大なため、各地方の発展レベルによってバリアフリー化の進度は大きく異なる。北京、上海など大都市では、バリアフリー化の目標^⑥が決定し、地域の具体的な標準が作られ、道路、公共施設などのバリアフリー施設・設備が数多く作られている。各省の省都、重要な観光都市では、ガイドラインでバリアフリー化をすべきとされているが、現在においてはモデル建築物、モデル道路などにおいてのみ作られている（たとえば、西安の秦始皇兵馬俑の改築など）。中型の都市では、一部の新築道路と建物でバリアフリー化が試行的に行われている。しかし、小都市や農村部では、バリアフリーの施設・設備がほとんど見られない。

1. 北京市のバリアフリー化の現状

第29回オリンピック大会は2008年に北京で開催される。今回のオリンピック大会のための、バリアフリー化の建設は、北京市の都市建設にとって非常に重要な部分となっている。そして今回のオリンピック大会の後、パラリンピックも北京で開催される。そのため現在、北京市のバリアフリー化建設は従来にない全て新しい考え方であり、北京市にとって国際都市として発展する非常に良いチャンスとなっている。

2007年3月までに北京市8居住区では、全長1,170キロを超える視力障害者誘導用ブロックを歩道781本に既に敷設した。また、視力障害者の人数が居住区人口割合の1.5%を占める地域の住宅や寮の前及び周辺道路には視覚障害者用ブロックを設置した。そして全北京市の公共建築のバリアフリー化の改造工事は6700ヶ所余りにのぼり、ユニバーサルなまちづくりがほぼ形成されている。

現在、2万余りの道路交差点で縁石の切り下げの改造を行い、スロープとなった比率は88%に近い。そして25台のバリアフリー（ノンステップ）バスを導入し、地下鉄、都市鉄道、長距離バス停、自動車ステーション、空港、交通センターを含む総合改造率は81%に達している。また、スーパー、公園、銀行、郵便局などの公共サービス施設の総合的な改造率は50%に達している。

さらに、北京市は2007年内に、バリアフリー整備を以下の通りに実施する予定である。

- 1) 北京市はオリンピック施設周辺の道路、および関連地域に音声案内システムを200セット増設する予定である。
- 2) 故宮、八達嶺長城のバリアフリー化の改造工事を実施する予定である。
- 3) 北京動物園、玉淵潭公園のなど11ヶ所の観光地のバリアフリー施設の改造工事が完了する予定である。
- 4) 北京市内の401ヶ所の公衆トイレのバリアフリー化の改造を終了する予定である。
- 5) 北京市の460ヶ所の銀行、20ヶ所の郵便局、50ヶ所の大学、69ヶ所の都市部学校、40ヶ所の郊外学校にバリアフリー化の改造を実施する予定である。
- 6) 地下鉄のオリンピック専線、新設の4番線、5番線と10番線はオリンピック大会期間中に運行を始める予定がある。

その他、宿泊施設についてはホテルに障害者専用の駐車場所、車椅子用スロープ、エレベーターの点字ボタンと低位ボタン、音声案内システムを設置し、トイレも完全にバリアフリー化するよう



北京市最初のバリアフリーバス^⑦

改造中である。

さらに、2006年末まで、北京市に3つ星級以上のオリンピック大会の専用ホテルは、75%以上がすでにバリアフリー化で改造された。「北京市は2007年バリアフリー施設の建設計画」によって、2007年末までに、3つ星級以上のホテルはすべてバリアフリー化を実現する予定である。

2. 地方都市のバリアフリー化の現状

全国の他の地方都市でもバリアフリー化の改造が進められている。上海の浦東新空港、地下鉄駅周辺、新たに建設あるいは改造された市街区道路、病院、図書館、映画館、劇場、体育館などの公共施設にはいずれもスロープ、誘導ブロックおよび障害者専用のトイレがつくられた。南京市には視覚障害者植物園がつくられ、大連市には身障者に対応した森林公園などがある。

以上のような整備を行っているにもかかわらず、バリアフリー環境の整備は障害者の実際のニーズとは大きな開きがある。一部の中小都市では、新たに建設されたもしくは改築された都市道路と建物の大多数はバリアフリー設備を取り入れていない。一部のバリアフリー施設の建設は規範化されてなく、身体障害者にとって多くのスロープは基準に合わないものもある。また、バリアフリー設備がつくられても自転車、自動車、小商人に占拠されて、使用できないという苦情がある。

V 今後の課題

現在、中国におけるバリアフリー化は2008年のオリンピック大会を契機として非常に進んでいる。しかし、中国においてバリアフリーを進める際には多くの問題が存在している。中国のバリアフリー化の主要課題を以下に示す。

1. 政府財源と政策

バリアフリー先進国の例を見ると、経済的能力はバリアフリーを促進させる基本的な条件であると言える。1980年代の経済改革以後、中国は急速に経済発展し豊かになりつつある

が、先進国と比較するとまだその差が大きい。経済レベルが高いとはいえない中国にとって、バリアフリー化の推進は他の政策に比較して早急であると言える。またバリアフリーの整備は未だ一部の大都市や沿岸部の主要都市に留まっており、大都市と中小都市や内陸部の都市との政策の相違も大きな問題となっている。

2. 法律の整備

今まで、中国では障害者と高齢者に関する基本的な法律や政策の中で、バリアフリー化の推進を規定があるだけであり、具体的な実施機関や施工方法などについては、未だに規定されていない。

3. バリアフリーに関する認識

社会全体においてバリアフリーに対しての認識がまだ不十分である。一部の人は「バリアフリーがあっても無くてもよい」、「バリアフリーは少数の身障者のためのものである」と考えている。また、中国では伝統的に個人は我慢し、努力することが望ましいと考えられているため、障害者自身もバリアフリー化を望む認識が低い。

4. バリアフリー施設の効果

現在、中国におけるバリアフリー化はネットワークを考慮して整備されていないため、一部の場所でバリアフリー施設が設置されても、その設備が効果的に機能しているわけではない。そのため、障害者の外出意欲が高まらず、せっかく設置された一部のバリアフリー施設・設備が十分に利用されていない状況となっている^⑤。

さらに、現在の中国におけるバリアフリーの推進は北京を中心として主にオリンピック大会のために推進されており、現段階においては公共施設を中心とした整備となっている。バリアフリー化の最終的な目標は高齢者や障害者を含めたすべての人々が自由に社会活動に参加できるような環境

を作ることである。したがって、今後は高齢者や障害者が自らの力で行きたいところに行けるような社会交通システム作りが中国にとって大きな課題となっている。

注：

^① 1996年中国において全国障害者1%調査抽出が実施されている。障害者について政府が公布した全国範囲についての一番新しいデータである。

^② 障害者福祉事業のために資金を集める半民・半官組織である。

^③ 中国におけるバリアフリー整備を実施する基層的な会社である。たとえば、各バス会社、建設会社、公共娛樂項目を経営する会社など公共サービスを提供する国有・個人会社である。

^④ 中国は市場経済を中心としての社会主义の国であり、政府システムは非常に特徴がある。中国における、障害者に関する機関・組織・非営利組織などは官民の色合いが混ざっている。

^⑤ 京都大学の羅敏『バリアフリーに対する制度や考え方の中日比較に関する基礎的な考察』より抜粋。

^⑥ 「都市道路と建物の設計ガイドライン」をもとに北京市、上海市など大都市はそれぞれ各地域のバリアフリー整備の目標と標準を策定した。たとえば、2000年5月に策定され、2000年9月1日に発布された「北京市バリアフリー施設建設の管理規範」、2003年に発布された「上海市バリアフリー施設建設計画」などがある。

^⑦ 出典は<http://www.people.com.cn/GB/tupian/1098/3008758.html>

^⑧ 中国におけるバリアフリーの発展はまだ完全に系統的に実施されていないため、現在のバリアフリー化程度で障害者・高齢者たちが自由的に外出することはまだ無理である。(自宅から目的地まで、100%バリアフリー化が確保できていない。)

参考文献：

1. 羅敏・青山吉隆・中川大『バリアフリーに対する制度や考え方の中日比較に関する基礎的な考察』URL：www.cpij-kansai.jp/commit/kenhap/2003/02.pdf, 2007.2参照. 更新日不明
2. 李惜文・周义仓・彭济根『中国障害者人口研究』華夏出版社 1996.8
3. What's New in 北京：エクスプロア中 URL : http://news.searchina.ne.jp/disp.cgi?y=2006&d=0214&f=national_0214_002.shtml. 2007.2参照. 更新日不明
4. 中国障害者連合会編『中国障害者年鑑』(1949-1993) 華夏出版社
5. 中西由起子『アジアの障害者』現代書館 1996.5
6. 『北京市距離無障壁都市有多遠』：了望新聞週間、2002.4
7. 李惜文・周义仓・彭济根『中国障害者人口研究』華夏出版社 1996.8
8. <http://www.people.com.cn/GB/tupian/1098/3008758.html>